

入会説明会次第

- 1 開会挨拶 理 事 13:30～13:35

入会条件 → 清瀬市に居住する原則60歳以上

(年内に60歳になる方を含む) の健康で働く意欲のある方

【新入会員研修】

1、日 時 月 日 () 13時30分～ (毎月1回)

2、場 所 清瀬市シルバー人材センター 2階 会議室

3、持ち物 筆記用具

*新入会員研修の受講は必須となります。万一、ご都合が悪い場合は、翌月の日程を確認いただき受講してください。

- 2 ビデオによるシルバー人材センター説明 13:35～13:55
『清瀬市シルバー人材センターWeb入会説明会』

- 3 会員の体験談 理 事 13:55～14:05

- 4 入会を希望される皆様へ
・シルバー人材センターのおいたち他・・・ 理 事 14:05～14:10

年度会費2,000円は、本日の個別面談終了後に納入していただきますが、正式な会員登録は理事会での承認後になります。なお、理事会で何らかの理由により承認されない場合は、後日会費は返却いたします。

- 5 質疑応答 理 事 14:10～14:15

- 6 入会手続き 職 員 14:20～14:50

- 7 個別面談 理 事 14:50～15:30

※恐れ入りますが入会説明会中は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定をお願いします。

入会を希望される皆様へ

【確認事項】

入会者は、市内在住の原則60歳以上で健康で働く意欲のある方が対象です。当センターでは、60歳以上の方の就業の場を狭める結果になるために、60歳未満の方の入会は行っておりませんので、60歳未満の方はご遠慮頂きたいと思ひます。

1. シルバー人材センターのおいたち

高齢者の長年培ってきた技術・技能等の経験を生かすことを目的として「福祉の受け手から社会の担い手へ」をキャッチフレーズに昭和49年に東京都で初めて「高齢者事業団」が誕生しました。

日本の高齢化のスピードは欧米に比べ3倍もの速さで進行していますので、高齢化社会に対する社会制度が追いつかないのが現状です。特に清瀬市の高齢化は近隣地域より速い速度で進んでおります。

公益社団法人清瀬市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は昭和54年2月7日 会員数216人で発足し、現在に至っております。

センターには、現在_____名の方が会員として登録しております。

内訳は、男性 _____ 名 _____ %、女性 _____ 名 _____ %です。

2. シルバー人材センター運営理念と会員の役割

センターは、地域における高齢者の自主的な組織として、会員自らが自主的・主体的な組織運営を行いながら、会員同士が助け合い仲良く働く共働・共助の就業を目標に活動しております。

会員には大きく分けて三つの役割があります。

（1）会員の役割

- ① センターの組織活動に参加すること

【会員になると自動的にその居住する地域の班員となる】

- ② センターの事業活動（就業活動）へ参加すること

- ③ センターの社会奉仕活動を通して地域社会に貢献すること

従って、会員は単に働くだけでなく、センター事業を推進するあらゆる活動に、積極的に参加することがセンター運営の基本です。

【シルバー人材センター会員の理念】

- ① 自主・自立 . . . 会員が自ら考え、行動し、決定し、主体的に活動すること。
② 共働・共助 . . . それぞれの能力や体力に合った仕事を職群班という輪の中で仲間同士で助け合い、仲良く楽しく就業すること。

（2）会員になる事とは

- ① 会員になるまでの道順 . . . 理事会の承認を必要とします

- ② 会員としての参画事項・・・ア. 年度会費の納入（2,000円）
（但し、1月～3月入会は1,000円）
イ. 定時社員総会への出席
ウ. 職群班・地域班等各種会合への出席
エ. 社会奉仕活動への参加（ボランティア）
オ. 清瀬市報の配布

3. 就業と就業形態

（1）就業とは・・・センターで受注する殆どの仕事は請負であり、請負による就業は雇用ではありません。仕事をセンターが請負、会員に再請負の形で仕事をしてもらいます。報酬のことを配分金といいます。もちろん社会保険の適用はありません。

※派遣事業も実施しておりますので、派遣就業希望者は事務局へお申し出ください。

※配分金の明細は Smile to Smile で確認をお願いします。原則として紙媒体での発行は行っておりません。

（2）就業の形態・・・センターにおける就業は、法律により臨時的、短期的かつ軽易なものと定められており、当センターでは「就業の提供に関する取り扱い基準」を定めて運用しています。

また、多数の会員に就業の機会を提供するため、多くの仕事は次の形態で就業します。

◎ グループ就業＝1つの仕事を何人かの仲間と一緒に就業すること

◎ ローテーション就業＝1つの仕事を何人かの仲間と交替に就業すること

① 就業時間・・・原則として1日の就業時間は8時間以内で、1ヶ月10日以内とします。

② 就業期間・・・原則として同一職種、同一就業場所における就業は1年以内とします。※但し、発注者の理由及び後任就業候補者に該当がない場合はその限りではありません。

③ 就業の保証・・・会員になったからといって、就業の保証・配分金の保証は出来ませんのでご承知ください。

【生活のため働かなければならない方、又は長期的に永続的に仕事を必要とする方は、ハローワーク等にご相談されることをお勧めします。】

④ 就業の相談・・・就業のことで相談したい方は、センター事務局（土、日、祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分までにご連絡ください。

4. 実際に就業するまでの道筋

会員に登録されますと、センター事務局より希望に添った仕事の提供をいたします。

- ① 就業情報の提供・・・仕事の情報は、会報「四季」（年４回）・電話・ホームページ（<https://webc.sjc.ne.jp/kiyose>）・事務局及び各地域市民センター掲示板・会員向け専用サイト smile to smile（スマイル トゥ スマイル）サービスによりお知らせします。
- ② 就業の申込み・・・申込みは事務局へ（発注者に直接申し込んではいけません）。
- ③ 仕事の詳細・・・希望する仕事の内容がよく分からないときは、事務局（Tel 4 9 4－0 9 0 3）へ連絡ください。
- ④ 就業現場の確認・・・仕事の詳しい説明を受け、就業の可否を明確にしてもらい、現場確認をしていただきます。
- ⑤ 就業の心構え・・・就業に際しては、発注者の期待と信頼を裏切らないことと、仲間との協調性、初心を忘れずに社会に貢献する心配りで。

5. 税金及び社会保険との関係について

- ① 所得税・・・配分金は所得税法上『雑所得』として扱われ、「家内労働者の必要経費の特例」として６５万円が控除されます。（詳細は最寄りの税務署まで）
また、配分金の振込手数料はセンターが負担します。ゆうちょ銀行は振込手数料が最も安く手続きの効率化に繋がるため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ② 消費税・・・請負契約で就業される会員の方は「個人事業主」であり、センターから支払われる配分金には消費税が含まれています。
「個人事業主」には納税の義務がありますが、収入（配分金の証明額）が年間１千万以下の場合は「免税事業者」として取り扱われるため、申告納税は免除されます。（納税の必要はありません。）
また、令和５年１０月１日からインボイス（適格請求書）制度が始まりましたが、これまでどおり発注者から預かった消費税を含めて配分金をお支払いいたします。「免税事業者」である会員の方は、この消費税を国に治める必要はございません。
- ③ 厚生・国民年金・・・配分金を受けても受給の障害にはなりません。
※雇用保険の受給者が就業した場合は、ハローワークへ申告して下さい。

6. シルバー総合保険

センターの会員が、就業中や就業場所への行き帰りに被った傷害事故を対象とする「**団体傷害保険**」と、就業中に事故が発生し、他人の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負わなければならない事故を対象とする「**賠償責任保険**」の２つの補償が組まれた保険です。

(1) 「団体傷害保険」あらまし

① 対象となる傷害事故は

- I センターから提供された就業中のケガ
- II センター事業に係わる活動中のケガ
- III 就業場所への行き帰りのケガ

② 支払われる保険金は

傷害保険の種類	要 件	保険金額
死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡した時	400万円
後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた時	16万円～400万円
入院保険金	事故の日から90日限度	1日4,500円
手術保険金	傷害により入院して所定の手術を受けた場合	外来手術 22,500円 入院手術 45,000円
通院保険金	事故の日から180日以内の60日限度	1日 3,000円

③ 保険金が支払われない主なケース

故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔い運転、疾病、脳疾患、心臓疾患、心神喪失、地震、噴火、津波、放射能汚染、むち打ち症や腰痛などでレントゲン等により医師がその異常を確認できないものなど

④ 労災保険適用外

センターの仕事は、家庭、事業所等から請負または委任で引き受けた仕事を、会員に再請負または再委任により提供している関係から、労災保険の適用は受けられません。したがって、会員は、各自の健康保険証に基づき治療を受けることになります。

(2) 「賠償責任保険」のあらまし

① 対象となる賠償責任事故は

- I 作業中、誤って物を落とし通行人にケガをさせた（請負賠償）
- II 自転車の整理中、誤って自転車を壊した（受託者賠償）
- III 作業完了後、作業の欠陥により他人にケガをさせた（生産物賠償）
- IV 事務所施設の欠陥により他人にケガをさせた（施設賠償）

② 支払われる保険金は

賠償責任保険の種類		身体賠償（限度額）	財物賠償（限度額）
請負賠償	1名につき	3,000万円	2,000万円
	1事故につき	1億円	2,000万円
受託者賠償	1事故につき	-----	2,000万円
	保険期間中	-----	2,000万円
生産物賠償	1名につき	3,000万円	2,000万円

施設賠償	1 事故につき	1 億円	2,000 万円
	保険期間中	1 億円	2,000 万円
	1 名につき	3, 000 万円	-----
	1 事故につき	1 億円	2,000 万円

※ 自己負担金・・・保険金支払い時に、5,000円または10,000円の自己負担金が必要となります。

③ 保険金が支払われない主なケース

地震、噴火、津波、同一世帯の親族に対する賠償責任、排水又は排気（煙を含む）による賠償責任、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任、仕事の目的物の損壊それ自体に対する賠償責任、受託物の紛失または誤配、自動車・船舶・動植物の損壊または盗難など。

（注） 傷害保険・賠償保険とも、事故が起きた場合は、速やかに事務局へ連絡をして下さい。連絡が遅れますと、保険での対応が出来なくなります。

なお、会員1人当たりの保険金負担額2,500円程度は、現在、センターで負担しております。

7. 地域班

（1）地域班の設置目的

① 就業の推進

高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

② センターと会員間のコミュニケーション

会員と理事、班長、事務局とが直接に係り合う接触の場とし、意見交流や会員の要望提案の場とし、それぞれの連帯を深め、意見統一を図ることで、センター組織の活性化に寄与する。

③ 会員相互の親睦交流

文化交流活動を通じて教養を高め、一緒に働く会員だけでなく地域に住む会員との「仲間づくり」を推進し、「生きがいつくり」のための人間関係確立の場とする。

④ センター事業の普及啓発

地域単位でセンター事業の趣旨をアピールしながら、地域の高齢者を仲間として勧誘し、地域社会の活性化の担い手としての認識を高める拠点とする。

⑤ 就業開拓の推進

就業開拓に係る情報交換の場として活用し、就業場所の拡充と職群別グループ就業の向上を目指す場とする。

（2）地域班の役割

- ① 会員一人ひとりが地域班活動を通じて、地域社会のあらゆる層に対しセンターの活動状況をアピールすること
- ② 会員の意見や要望をセンター運営に反映させること
- ③ 組織活動の第一歩を踏み出す場であり、知人に口コミ入会を勧誘すること

◎ 会員に必要な情報の提供として下記の事項を周知する

- ① 総会に関する事（総会の日程、議題等）
- ② 当該年度の事業執行（推進）の方針（目標等）
- ③ センターの各組織体制（構成員）
- ④ 会員の入会・退会状況及び事業実績の推移
- ⑤ 就業情報（発注先、就業条件など）
- ⑥ 会員向けの研修の開催状況
- ⑦ 相談行事に関する事
- ⑧ 社会奉仕活動に関する事
- ⑨ 会員参加のイベント行事の実施状況（親睦会、趣味の会、フェアなど）

（３）会員の役割

地域班の活動は、センターの組織活動の第一線であり、地域班のメンバーとして班員の役割を二つに分けて考えることができます。

① 共同して行う役割

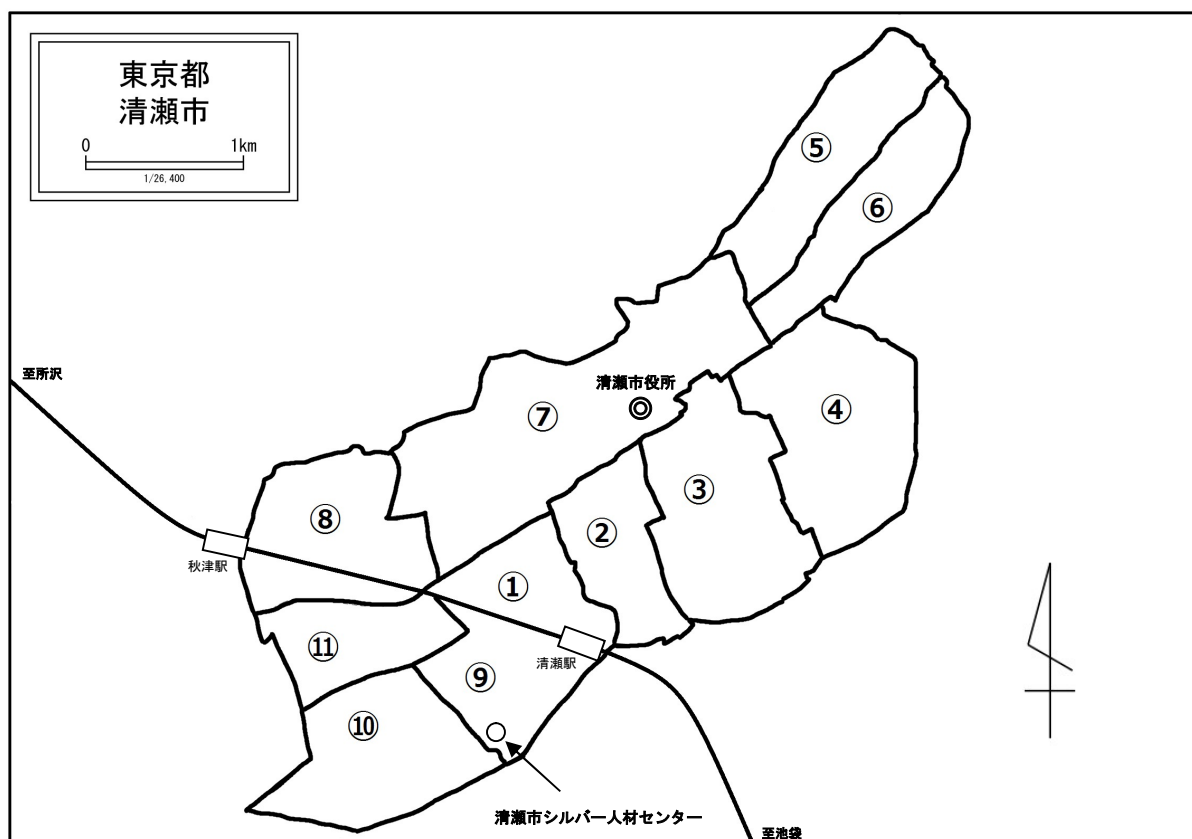
- ア）班員同士が仲間意識を醸成し、地域班が自立連帯の場となるように努力すること
- イ）班員同士が対等な立場でお互いを尊重しながら、ルールに従って民主的な運営に心掛けること
- ウ）地域班会議などでは可能な役割分担を行い、決めたことは全員で守り、運営を確立すること
- エ）地域班で就業（広報紙等の全戸配布等）する場合は、市民に賛同が得られるように就業し、センターの運動を地域社会に広げ地域貢献に心掛けること

② 個人として行う役割

- ア）班員一人ひとりが地域班の役割を自覚し、地域班で決めたことは責任を持って実行すること
- イ）班員の意見、要望がセンターの発展につながっていくことを理解して、積極的に発言し、運営に協力すること
- ウ）班員は地域班会議の中心メンバーであり、可能な限り出席を心がけ、万一出席できない場合は必ず連絡し運営に協力すること
- エ）地域担当理事・班長・センター事務局から活動の要請があったときはできる限り協力するよう心掛けること

8. ポイント制度（ひまわりポイント）

会員のセンター事業への積極的な参画を目的に、センターが定める取り組みを行う会員に対して、ポイントが付与しポイント数に応じたサービス等を提供するシステムです。ぜひ、ご家族やお知り合いが入会して下さるようお誘いいただくなど、この制度をご利用ください。



地域班は清瀬市に 11 班あります。

地域班	担当理事	班 長	副班長
① 元 町	大辻 茂雄	西澤 成一	市川 孝彦・濱名 妙子
② 上清戸	安間 謙吉	浜平 健	須藤 利男
③ 中清戸	泉田 一	岩崎 ひで子	足立 佳夫・作村 庄司
④ 下清戸	神山 啓子	高江洲 義盛	久我 輝夫
⑤ 下 宿	笠原 英夫	長谷川 雅一	中田 久枝
⑥ 旭が丘	堀川 行男	中川 正行	飯田 欽持・尾寄 巖 小林 茂・太田 順子
⑦ 中 里	新部 静江	清水 清香	徳善 三千男・倉持 信廣 佐藤 信成・青木 文男
⑧ 野 塩	大槻 恵司	磯部 留男	吉成 芳郎・福島 猷介
⑨ 松 山	林屋 創一	馬場 証明	大井 和・五十嵐 政雄
⑩ 竹 丘	小野 直行	菅原 憲視	高野 光男・萩原 克佳 宮崎 眞砂子・松林 守
⑪ 梅 園	松坂 朝子	北島 英樹	佐々木 道夫

令和 8 年 5 月 26 日現在

◎入会承認後、地域担当理事と地域班長で会員証をお届けいたします。

就 業 情 報 案 内

センターで就業する際の参考にしてください。

清瀬市シルバー人材センターの現状

就業の状況（令和 7 年度実績）

- ア. 就業実人員と就業率 = 就業実人員700名、就業率82.4%
- イ. 平均就業日数と配分金 = 就業日数は月約10日、配分金は月額約3.7万円
- ウ. 公 民 比 = 公共事業は36.6%、民間事業は63.4%
- エ. 職群別就業状況

・管理群（駐輪場・駐車場管理、施設維持管理等）	33.7%
・軽作業群（清掃、除草等）	35.8%
・技能群（大工、塗装、襖張り、植木手入れ等）	7.1%
・サービス群（家事援助等）	13.3%
・技術群（各種教室、家庭教師、経理事務等）	0.2%
・折衝外交群（チラシ・市報の配布等）	8.0%
・事務整理群（筆耕、宛名書き等）	1.9%

【男女共通の仕事】

▣ 屋外の仕事

- 市報等配布 ○施設管理（駐輪場） ○植木の水やり ○農作業
- 屋外清掃（公園・病院・マンション共有部・自治会等） ○草取り
- 小中学校用務員 ○学童見守り

▣ 屋内の仕事

- 窓口受付（病院・図書館・老人ホーム等） ○放課後子ども教室見守り
- 屋内清掃（市民センター・病院・スポーツクラブ・マンション共有部分等）
- 駄菓子屋

▣ 技能を要する仕事（経験や技能講習受講が必須）

- 一般・経理事務 ○パソコン浄書（文書・葉書等）
- 各種教室指導（学習・書道・パソコン・色えんぴつ）＊家庭教師含む

【おもに男性の仕事】

▣ 屋外の仕事

- 駅周辺違法駐輪防止啓発 ○大学生通学指導 ○給食食材の配達
- 施設管理（下宿ビオトープ・金山緑地公園等） ○小中学校用務
- 禁煙防止パトロール ○団地内清掃 ○構内清掃

▣ 屋内の仕事

- 窓口受付（児童センター・自転車保管場所）
- 出入り管理（スーパー納品口・保育園等）
- 施設管理（学校・地下駐輪場・運動公園・旧森田家等）

▣ 技能を要する仕事（経験や技能講習受講が必須）

- 市民センター設備管理 ○エアコンクリーニング
- 除草（機械刈り） ○家具リサイクル ○包丁研ぎ
- 技能職（大工・塗装・左官・植木・電気・水道・建具・襖）
- ホームサービス（換気扇清掃・家具移動・電球交換等） ○バイク交換便

【おもに女性の仕事】

▣ 屋外の仕事

- 屋外清掃（駅北口南口広場・公園内公衆便所等）

▣ 屋内の仕事

- 高齢者住宅生活協力員 ○家事援助（家事一般） ○軽作業（ウエス加工等）
- ベッドシート交換（研修宿泊施設） ○保育補助 ○厨房内作業
- スクールバス内見守り ○幼稚園共有部分の清掃

▣ 技能を要する仕事（経験や技能講習受講が必須）

- 和服出張着付け ○手芸小物製作販売 ○筆耕（毛筆・硬筆）

※植木剪定・毛筆筆耕・パソコン・襖張り替え・刈払機操作については、東京しごと財団主催の就業支援講習等により、受講いただくことができます。

また、植木剪定・襖張り替え・除草作業は需要が多くあるため、配分金単価も高く設定されております。

- ・シルバー人材センター 042-494-0903
- ・ホームページURL <https://webc.sjc.ne.jp/kiyose/index>